

沖縄県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領

平成 18 年 7 月 20 日
土 企 第 723 号

第 1 趣旨

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法第 15 条第 1 項に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 18 年 5 月 23 日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するように定められた趣旨を踏まえ、沖縄県が発注する建設工事における入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するために必要な手続を定めるものとする。

第 2 対象工事

この要領において、苦情処理の対象となる工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事で次に掲げるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるもの及び予定価格が 250 万円未満のものは対象としない。

- (1) 一般競争入札方式に付する工事
- (2) 共同企業体型指名競争入札方式に付する工事
- (3) 指名競争入札方式に付する工事
- (4) 総合評価方式に付する工事
- (5) 随意契約方式による工事

第 3 苦情申立て

1 苦情申立ができる者及び申立ができる範囲

(1) 一般競争入札方式

一般競争入札参加資格確認申請書又は競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、参加資格がないと認められた者で、参加資格がないと認めた理由に対して不服があるものは、参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

(2) 共同企業体型指名競争入札方式

応募調書等を提出した者のうち、当該指名競争に参加できるものとして指名されなかったことに対して不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 指名競争入札方式

当該入札と同一の工種に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。

(4) 総合評価方式

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出した者のうち、参加資格がないと認められた者で、参加資格がないと認めた理由に対して不服があるものは、参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

また、非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、非落札理由についての説明を求めることができる。

(5) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

2 苦情申立ての方法

苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第1号）により、契約担当者に対して行うものとする。この場合において、当該書面は契約担当者に持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めないものとする。

- (1) 1(1)に掲げる苦情にあつては、契約担当者が競争参加資格がないと決定した通知を行った日の翌日から起算して5日間（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
- (2) 1(2)及び(3)に掲げる苦情にあつては、契約担当者が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）
- (3) 1(4)に掲げる苦情にあつては、契約担当者が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）
- (4) 1(5)に掲げる苦情にあつては、契約担当者が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）

3 苦情申立の処理

- (1) 契約担当者は、苦情の申立があつた場合には、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に苦情申立に係る回答書（以下「回答書」という。）（様式第2号）により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的な理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

- (2) (1)の規定にかかわらず、契約担当者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、申立後5日（休日を除く。）以内に、当該申し立てを行った者に対して苦情（再苦情）処理手続非該当通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 苦情処理手続に係る明示

契約担当者は、第3の1から3までに規定する手続について、次のとおり明示するものとする。

- (1) 第3の1(1)に係る手続については、一般競争入札参加資格確認結果通知書又は競争参加資格確認通知書に記載する。
- (2) 第3の1(2)に係る手続については、公告文に記載する。
- (3) 第3の1(3)に係る手続については、閲覧用の入札結果表等に記載する。

- (4) 第3の1(4)に係る手続については、入札説明書に記載する。
- (5) 第3の1(5)に係る手続については、閲覧用の見積結果表等に記載する。

5 苦情処理結果の公表

- (1) 契約担当者は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。
- (2) 苦情申立書及び回答書の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度の翌年度末までとする。

第4 再苦情申立て

1 再苦情の申立ができる者及び再苦情申立ができる範囲

第3の3(1)の回答書を受領した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者に対して、再苦情の申立を行うことができる。

2 再苦情申立の方法

再苦情の申立は、契約担当者が第3の3(1)の回答書を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対し、持参により再苦情申立書（様式第4号）を提出して行わなければならない。

3 再苦情申立の処理

- (1) 契約担当者は、速やかに、「沖縄県公共工事入札等適正化委員会設置要綱」（平成15年3月25日）により設置される沖縄県公共工事入札等適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）に審議を依頼するものとする。その結果を尊重した上で、入札適正化委員会からの報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその結果を再苦情申立に係る回答書（様式第5号）により回答するものとする。再苦情に係る工事について、再苦情に係る回答がなされていない工事についても原則として、入札は停止しない。

この場合において、再苦情の申立を認めないとしたときは理由を示してその旨を、再苦情の申立を認めるときは申立を認める旨及びこれに伴い講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対して明らかにするものとする。

- (2) (1)にかかわらず、契約担当者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認めるときは、申立後7日（休日を除く。）以内に、当該申立てを行った者に対して苦情（再苦情）処理手続非該当通知書により通知するものとする。

4 再苦情処理結果の公表

- (1) 契約担当者は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び再苦情申立に係る回答書を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。
- (2) 再苦情申立書及び再苦情申立に係る回答書の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度の翌年度末までとする。

5 再苦情処理等の事務

- (1) 苦情処理に係る事務は、当該工事の契約を担当する課（室）長又は出先機関の長が行うものとする。
- (2) 再苦情処理に係る事務は、当該工事を所掌する部（局）の部（局）長、県警察

本部長又は県教育長が行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年8月1日から施行し、同日以前に公告若しくは指名をし、又は随意契約を締結した工事については適用しない。

(沖縄県公共工事入札等適正化委員会設置要綱の一部改正)

- 2 沖縄県公共工事入札等適正化委員会設置要綱の一部を次のように改正する。

第2条第1項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、その結果を報告すること。

イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）に係る事項

ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起に係る事項

第11条に次のただし書を加える。

ただし、再苦情処理に係る事務は、当該工事を所掌する部（局）の部（局）長、県警察本部長又は県教育長が処理する。

(沖縄県公共工事入札等適正化委員会運営要領の一部改正)

- 3 沖縄県公共工事入札等適正化委員会運営要領の一部を次のように改正する。

第8に本文として「再苦情の処理については、次のとおり取り扱うものとする。」を加え、第8の1を次のように改める。

1 審議の対象

- (1) 委員会は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約による発注工事等で指名されなかった者が、選定部局の理由説明に対し不服がある場合
- (2) 総合評価方式において、選定部局の非落札の理由説明に対して不服がある場合
- (3) 指名停止又は警告若しくは注意の喚起を受けた者が、選定部局の理由説明に対し不服がある場合

附 則

この要領は、平成28年9月15日から施行し、同日以前に公告した工事については適用しない。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

苦 情 申 立 書

年 月 日

(契約担当者) 殿

(苦情申立の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

提出者 (所 属
署名欄 (氏 名

)

苦情申立の対象 となる工事名	
不服のある事項	
不服の主張の根拠 となる事項	

この苦情申立書は、契約担当者まで持参してください。
なお、この申立書は、苦情申立に係る回答書(様式第 2 号)とともに閲覧に供します。

苦情申立に係る回答書

土企第 号
令和 年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

沖縄県知事 印

令和 年 月 日付けで申立があった不服事項等については、次のとおり回答します。

工 事 名	
申立事項への説明	

再苦情申立てについて

この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、再苦情申立書（別紙様式）により再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、沖縄県公共工事入札等適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に適正化委員会から審議結果の報告が出されます。

この審議結果を踏まえた上で、適正化委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。

申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは適正化委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い発注部の長等が講じようする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面を閲覧による方法等により、回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその申立てを却下します。

なお、再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではありません。

【再苦情申立書の提出期間】

令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）までの休日を除く毎日
午前○時から午後○時まで

【再苦情申立書の提出場所】

沖縄県○○○○○ ○○○階
沖縄県○○○部○○○課（所）

苦情（再苦情） 処理手続非該当通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(契約担当者) 印

年 月 日付けで申立があった不服事項等については、次のとおり、沖縄県建設
工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領の第 3 の 3 (2)・第 4 の 3
(2)に基づき該当しませんので通知します。

工 事 名	
該当しない 理 由	

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

(契約担当者長) 殿

(再苦情申立の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

提出者〔 所 属
署名欄〔 氏 名

〕

再苦情申立の対象 となる工事名	
不服のある事項	
苦情申立に係る回 答書に対する意見	

この再苦情申立書は、苦情申立に係る回答を所掌した課（室）又は出先機関の長を経由して提出してください。

なお、この申立書は、再苦情申立に係る回答書（様式第 5 号）とともに閲覧に供します。

再苦情申立に係る回答書

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(契約担当者) 印

年 月 日付けで申立があった不服事項等については、次のとおり回答します。

工 事 名	
再苦情申立事項 への説明	